

事業計画（宮城県女川町）

1. 海岸対策

① 海岸の状況

町内の地区海岸数	12地区海岸
被災した地区海岸数	10地区海岸
応急対策を実施した地区海岸数	2地区海岸
本復旧を実施する地区海岸数	10地区海岸

② 堤防高

9月9日に堤防高を公表※。

雄勝湾：T.P. 6.4m（対象津波：明治三陸地震）

女川湾：T.P. 6.6m（対象津波：明治三陸地震）

牡鹿半島東部：T.P. 6.9m（対象津波：明治三陸地震）

万石浦：T.P. 2.6m（対象津波：チリ地震）

※ 公表した堤防高を基本に、環境保全、周辺環境との調和、経済性、維持管理の容易性、施工性、公衆の利用等を総合的に考慮して決定する。

③ 復旧の予定

復旧する施設の概要計画については、12月までに策定することを目指す。

これに基づく本復旧の工事着工については、復興計画や他の事業との調整等を進めながら今後決定する。

本復旧の工事完了については、まちづくりや産業活動に極力支障が生じないように、計画的に復旧を進め概ね5年での完了を目指す。

④ 成果目標 平成23年度

著しく背後の安全度が低下している区間等から優先し、

・全ての被災した被災した地区海岸において、12月までに復旧する施設の概要計画策定※¹を目指す。

・3地区海岸において、本復旧の工事着工※²を目指す。

※¹ 概要計画策定とは、災害査定のための概略設計の完了をもっていう。

※² 工事着工とは、復旧工事の工事契約等をもっていう。

⑤ その他

・地区海岸毎の計画等については別添一覧表に記載。

・復興計画策定に際しては、最大クラスの津波（レベル2）も考慮し、必要に応じ、津波浸水シミュレーション等を活用した支援を実施。

海岸保全施設の復旧にかかる事業計画(女川町)

地区海岸名	堤防護岸 延長 (m)	主な施設	施設の高さ(T.P)		応急 対策	復旧の予定				H23予算での 実施内容
			被災前 現況高 (m)	被災後 復旧高 (m)		概要計画 策定	詳細計画 策定	工事 着工	工事 完了	
指ヶ浜 漁港	73	護岸	3.13	6.60	—	H23.12	H24.1	H26.4	H27.3	・概略設計
御前漁港	654	堤防、護岸、防潮堤	3.43	6.60	実施中	H23.12	H24.1	H26.4	H28.3	・応急復旧 ・概略設計
竹浦漁港	305	胸壁	3.43	6.60	—	H23.12	H24.1	H26.4	H28.3	・概略設計
浦宿	195	護岸	2.60	2.60	—	H23.11	H24.1	H24.3	H25.3	・本工事
針浜	918	護岸	2.60	2.60	—	H23.11	H24.1	H24.3	H25.3	・本工事
猪落	183	護岸	2.60	2.60	—	H23.11	H24.1	H24.3	H25.3	・本工事
女川港 崎山	427	護岸、防波堤	4.43	4.43	—	H23.11	H24.1	H24.3 以降	H28.3	・詳細設計 ・進捗状況によっては本工事
女川港 高白	238	胸壁、その他(水門、陸閘、樋門)	4.03	6.60	—	H23.11	H24.1	H24d第1 四半期 以降	H28.3	・詳細設計
女川港 横浦	219	護岸、胸壁、その他(水門、陸閘)	4.03	6.60	完了	H23.11	H24.1	H24d第1 四半期 以降	H28.3	・応急復旧 ・詳細設計
女川港 大石原	167	胸壁、その他(水門、陸閘)	4.03	6.60	—	H23.11	H24.1	H24d第1 四半期 以降	H28.3	・詳細設計

※被災後復旧高は、災害復旧事業等により復旧を予定している高さである。
 ※被災後復旧高は、県が公表した計画高と異なる場合がある。

※概要計画策定とは、災害査定のための概略設計の完了をもっていう。
 ※詳細計画策定とは、工事着工のための詳細設計の完了をもっていう。
 ※工事着工とは、復旧工事の工事契約等をもっていう。

2. 河川対策

【県管理河川】

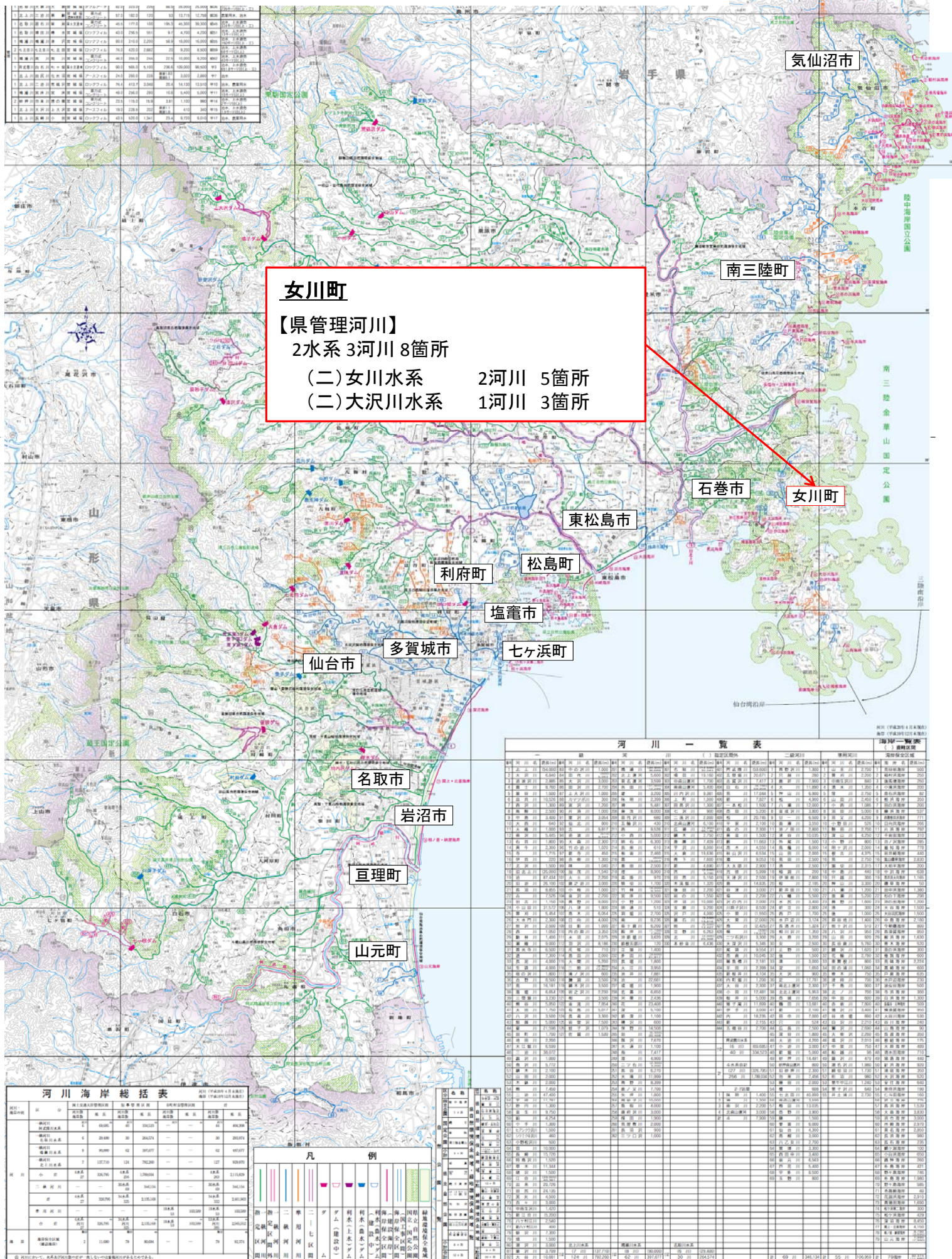
- ① 2級水系女川水系など※¹、2水系3河川8箇所※²での災害復旧事業を予定。
- ② 全8箇所について、平成23年内に災害査定を完了し、平成23年度内に、まちづくりとの調整を図った上で、測量、設計等に着手予定。
設計、地元調整等の施工準備が終了した箇所から、順次、本復旧に着手し、海岸堤防の整備計画及び町が策定する復興計画等と整合を図りながら逐次整備。概ね5年を目途に全箇所完了させることを目標とする。（まちづくりと一体となって実施する区間については、まちづくりと堤防整備の調整を図りながら実施。）
- ③ 成果目標 平成23年度
○ 県管理区間（災害復旧事業）
全8箇所について、平成23年内に災害査定を完了し、平成23年度内に、まちづくりとの調整を図った上で、測量、設計等に着手予定

※1 位置図を参照

※2 一連区間の取扱い方等により、箇所数は変動しうる

復興施策の事業計画 参考図面 河川 女川町

図面：宮城県提供



3. 学校施設等

①幼稚園・小中高等学校等

(i) 公立学校

＜女川町立学校＞

東日本大震災により被災した町立小中学校のうち、公立学校施設の災害復旧に係る国庫補助に申請予定の5校について、以下のとおり早期の復旧を目指す。

- 比較的軽微な被害に留まる3校については、平成23年度内の事業着手、復旧完了を目標とする。
- 離島の2校については、島の復旧復興、島民の居住状況等を勘案し、平成24年度内の事業着手平成25年度内の復旧完了を目標とする。

＜県立学校＞

女川町に所在する県立学校のうち、東日本大震災により被災し、公立学校施設の災害復旧に係る国庫補助に申請予定の1校については、比較的軽微な被害に留まるので、平成23年度内の事業着手、平成24年度内の復旧完了を目標とする。

②公立社会教育施設

＜女川町立社会教育施設＞

東日本大震災により被災した下記社会教育施設等のうち、①と⑥については、避難所にもなったことから平成23年度中に事業に着手、完成済み。

②・③・④については、全壊。⑤については、津波の被害はなかったものの、地震の被害が大きく、再建についても離島であることから未定である。

- ① 女川町勤労者青少年センター
- ② 女川町公民館
- ③ 女川町公民館御前分館
- ④ 女川町生涯教育センター
- ⑤ 女川町江島自然活動センター
- ⑥ 総合体育館

4. 土砂災害対策

- ①本年 8 月末までに、町内約 160 箇所の土砂災害危険箇所の点検を実施し、約 20 箇所で斜面の変状等を確認。降雨等により二次的な被害の恐れがある箇所等、必要に応じ土のう積みや観測等の応急対策を実施。（降雨の状況等を考慮し、随時再調査等を実施。）
- ②最大震度 6 弱を観測した女川町では、地震により地盤が脆弱になっている可能性が高く、降雨による土砂災害の危険性が通常よりも高いと考えられるため、県と気象台が連携し、本年 3 月より土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用している。今後の降雨と土砂災害発生状況を考慮し、発表基準の適切な見直しを実施。

5. 災害廃棄物の処理

- ① 東日本大震災においては、地震による大規模な津波及び地震による建物の倒壊等により膨大な量（444 千トン）の災害廃棄物が発生。
- ② 現在住民が生活している場所の近くの災害廃棄物については、平成 23 年 6 月までに仮置場へ概ね搬入した。今後はその他の災害廃棄物の仮置場への移動を平成 24 年 3 月までを目途に完了させる。なお、11 月 8 日現在、全ての災害廃棄物の 51% の仮置場への移動を完了している。
- ③ 損壊家屋等の解体により生じる災害廃棄物の仮置場への移動についても、平成 24 年 3 月までを目途に完了させる。
- ④ また、中間処理・最終処分については、腐敗性等がある廃棄物を速やかに処分しつつ、平成 26 年 3 月末までを目途として処分を行う。なお、木くず、コンクリートくずほか再生利用を予定しているものについては、劣化、腐敗等が生じない期間で再生利用の需要を踏まえつつ適切な期間を設定する。

工程表(宮城県女川町)

	H23				H24				H25				H26以降
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
1. 海岸対策			● 計画堤防高さの公表 (9/9宮城県公表)										
	応急対策		施工準備 (堤防設計等)		本復旧(逐次完了し、全ての区間について概ね5年での完了を目指す。)								
2. 河川対策													
(県管理河川)	施工準備 (堤防設計等)				本復旧 (河口部では、隣接する海岸堤防の整備計画、町策定の復興計画等を踏まえ、整備を逐次完了し、概ね5年を目途に全箇所復旧完了予定。)								
	←→ 出水期				←→ 出水期				←→ 出水期				
下水道対策	※宮城県流域下水道(石巻東部浄化センター)に記載												
3. 学校施設等													
幼稚園・小・中・高等学校等	<町立学校>												
	比較的軽微な被害に留まる学校の復旧				校舎等の本格復旧 (離島校)								
	<県立学校>												
	比較的軽微な被害に留まる学校の復旧				校舎等の本格復旧								

		H23				H24				H25				H26以降
		4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
公立社会教育施設（公立社会体育施設、公立文化施設を含む）	＜町立社会教育施設＞（公立社会体育施設を含む）													
	比較的軽微な被害に留まる社会教育施設の復旧	施設の復旧												
	甚大な被害を受けた社会教育施設の復旧	施設の復旧												
		※ 女川町勤労者青少年センター、女川町公民館御前分館、女川町生涯教育センター、女川町江島自然活動センターについては未定。												
4. 土砂災害対策	土砂災害危険箇所の点検等													
		(※)土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用												
5. 災害廃棄物の処理	(住民が生活している場所の近くの災害廃棄物)													
		(その他の災害廃棄物)												
		(中間処理・最終処分)												
		(木くず、コンクリートくずの再生利用)												